

事業主さん、ご存じですか!?

足場の組立て、解体又は変更の作業に就く場合、 「特別教育」が必要となります！

(平成27年7月1日より適用)

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第30号)による労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)が、特別教育を必要とする業務に追加されることになりました。

当協会では、平成27年8月より「**足場の組立て等作業従事者特別教育**」を開催いたしますので、ぜひ受講ください。

〈A〉コース 学科：3時間

日時 8月5日(水) 13:20 ~ 16:30 (3H)

受講料 一般：6,170円 会員：5,140円

テキスト代 800円

対象：平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事している方

- (1) 足場及び作業の方法に関する知識 1時間30分
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分
- (3) 労働災害の防止に関する知識 45分
- (4) 関係法令 30分

〈B〉コース 学科：6時間

日時 未定 9:20 ~ 16:30 (6H)

受講料 一般：9,260円 会員：8,230円

テキスト代 800円

対象：〈A〉に該当しない方

- (1) 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
- (3) 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
- (4) 関係法令 1時間



〈特別教育を省略できる方〉

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者